

令和4年度 固定資産税(償却資産)申告の手引き

村税につきましては、日頃よりご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
固定資産税は、土地及び家屋のほかに、償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。
償却資産を所有されている方は、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している償却資産について当該償却資産の所在地の市町村長に申告していただく必要があります。(地方税法第383条)
つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成のうえ、期限(令和4年1月31日)までにご提出していただきますようお願いいたします。



中城村マスコットキャラクター

【目次】 (ページ)

1. 償却資産とは	1
2. 申告について	3
3. 償却資産の評価方法	5
【申告書等の記載例】	8



中城村役場 税務課

〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字当間585番地1

電話 (098)895-2133 (直通)

FAX (098)895-3048

中城村ホームページ <https://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/index.jsp>

※申告の手引き、償却資産申告書、種類別明細書(増加資産・全資産用)及び(減少資産用)は、中城村のホームページよりダウンロードできます。

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

①主な事業の例

飲食店、理容・美容業、工場・倉庫、食品製造・加工業、病院（診療所や歯科業等）、商店・小売店、賃貸住宅（貸家・共同住宅等）、貸駐車場、娯楽施設（カラオケボックス・ゲームセンター等）、ホテル・旅館、給油所、売電事業など

②主な償却資産の種類

資産の種類	主な償却資産の例
1. 構築物	舗装路面（共同住宅等の駐車場舗装も含む）、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、広告設備、外灯、ゴルフ練習場等施設、室内装飾・内装など
2. 機械及び装置	プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、その他製造及び加工設備等、太陽光発電設備など
3. 船舶	ボート、漁船、遊覧船、貨物船など
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5. 車両及び運搬具	フォークリフトやタイヤシャボ等の大型特殊自動車（車両番号が0又は9で始まるもの）、荷車、手押車、構内運搬具など
6. 工具・器具及び備品	測定・検査工具、医療機器、陳列ケース、家具（事務所・応接セット等）、事務用機器（パソコン、コピー機等）、電気・ガス器具、自動販売機など

(2) 申告の対象となる資産

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告の対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ③ 償却済資産（減価償却を終えた資産）
- ④ 遊休資産、未稼働資産
- ⑤ 取得価額が20万円未満であっても、個別に減価償却している資産
- ⑥ 取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産
- ⑦ 職員・社員の福利厚生用の資産
- ⑧ 他者に貸し付けている資産（リース資産）
- ⑨ 割賦購入資産で完済していない資産
- ⑩ 家屋の所有者以外の賃借人（テナント）が施した内装・造作及び建築設備等

1. 償却資産とは

(3) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないため申告の必要はありません。

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形固定資産（ソフトウェア、特許権、実用新案権、鉱業権、漁業権など）
- ③ 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ⑤ 書画・骨董（複製等は除く）
- ⑥ 生物（観賞用、興行用は除く）
- ⑦ 耐用年数が1年未満の資産
- ⑧ 取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上、一時に損金算入されたもの
- ⑨ 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上、3年間で一括して均等償却するもの

2. 申告について

(1) 申告していただく方

毎年1月1日現在、中城村内に償却資産を所有されている法人及び個人が対象となります。

なお、次に掲げる場合でも申告が必要となりますのでご注意ください。

- ① 廃業・解散や、中城村外への移転があった場合 → 資産減少の申告
- ② 申告の対象となる資産を所有していないが、事業を行っている場合 → 該当資産なしの申告
- ③ 所有する資産の内容について変更がない場合 → 資産の増減なしの申告
- ④ 償却資産を、他者に貸し付けている場合（リース業）

(2) 申告書の提出期間

**令和4年1月4日(火)～
令和4年1月31日(月)**

窓口受付時間は、午前8時30分～午後5時15分まで。
(正午～午後1時を除く)
土日祝日の窓口受付は行いませんのでご了承ください。

※ 期限近くになると窓口が大変混雑します。お早めのご提出をお願いします。

※ 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、なるべく郵送または電子申告による申告にご協力ください。

(3) 提出先はこちら ※ 窓口での提出もしくは郵送でも受け付けております。

中城村役場 税務課 償却資産担当 行 〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字当間585番地1

(4) 提出書類

該当する対象者		必要な提出書類	参照ページ
今回、はじめて申告される方	該当する資産のある方	償却資産申告書 種類別明細書（増加資産・全資産用）	8 9
	該当する資産のない方	償却資産申告書	8
前年において申告されている方	前年中に資産の増減があった方	償却資産申告書	8
		種類別明細書（増加資産・全資産用）	9
		種類別明細書（減少資産用）	10
	前年中に資産の増減がない方	償却資産申告書	8
前年において廃業・解散・村外移転された方	引き続き村内に資産のある方（個人廃業し法人となった方など）	償却資産申告書	8
		種類別明細書（増加資産・全資産用）	9
	村内に資産がなくなった方	償却資産申告書	8
		種類別明細書（減少資産用）	10

※ 償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）及び（減少資産用）の様式は、中城村ホームページよりダウンロードできます。

<https://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/index.jsp>

(トップページ→くらしの情報→税金・保険税→固定資産税について→償却資産に関すること)

2. 申告について

(5) 申告の注意点

- ① 廃業・解散・村外移転、該当資産がない場合も、必ず提出してください。
提出されない場合、未申告者として扱われることもありますので、ご注意ください。
- ② 申告書の控えを希望する方は、あらかじめ、提出用と控え用の2部を準備してください。
- ③ 郵送される方で控えの返送を希望する方は、返信用封筒に切手を貼り付けのうえ、申告書等と同封して提出してください。
- ④ 電算（合計）申告する方は、申告書・種類別明細書ともに、資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。
- ⑤ 自社作成の様式で申告される方は、全国的に統一された様式にある項目の全てを記載し、用紙サイズはA4サイズで統一してください。

(6) 国税の取扱いとの比較

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ	定率法又は定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	制度なし	制度あり
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	制度なし	制度あり
増加償却 （法人税法施行令第60条） （所得税法施行令第133条）	制度あり	制度あり
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額1円
改良費	区分評価	原則区分評価、一部合算も可

(7) eL T A Xによる申告も可能です。

e L T A Xとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税に関する手続きを、インターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。

eL T A Xのご利用に関するお問い合わせはこちらまで！！
 ・ヘルプデスク TEL:0570-081459
 ・ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>（外部リンク）

3. 償却資産の評価方法

(1) 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、当該償却資産の取得価額を基準とし、その耐用年数に応じた減価を考慮してその価格（評価額）を求めます。

資産一品ごとに次の計算を行い、価格（評価額）を求めます。

① 前年中に取得された償却資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

② 前年前に取得された償却資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率})$$

※ただし、②により求めた額が、取得価額の5%の額よりも小さい場合は、取得価額の5%の額を当該年度以降の価格（評価額）とします。

【減価率・減価残存率】（減価率は固定資産評価基準別表第15より抜粋）

耐用 年数	減価率 r	減価残存率		耐用 年数	減価率 r	減価残存率		耐用 年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1 - r / 2$	$1 - r$			$1 - r / 2$	$1 - r$			$1 - r / 2$	$1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	・	・	・	・
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	・	・	・	・

3. 償却資産の評価方法

《価格（評価額）の計算例》

★取得価額：100万円、取得年月：令和3年7月、耐用年数：3年の場合★
5ページの表から、耐用年数3年の場合の減価率は0.536となり、

- ・前年中取得の減価残存率： $(1 - 0.536 / 2) = 0.732$
- ・前年取得の減価残存率： $(1 - 0.536) = 0.464$

令和 4年度	1,000,000	$\times 0.732$	$= 732,000$ 円
令和 5年度	732,000	$\times 0.464$	$= 339,648$ 円
令和 6年度	339,648	$\times 0.464$	$= 157,596$ 円
令和 7年度	157,596	$\times 0.464$	$= 73,124$ 円
令和 8年度	73,124	$\times 0.464$	$= 33,929$ 円 $< 50,000$ 円

※令和8年度時点で、算出額が取得価額の5%（50,000円）より小さくなるため、令和8年度以降は50,000円で評価されます。

(2) 課税標準額

個々の資産の価格（評価額）の合計額が課税標準額となります。

- ※ 課税標準額は1,000円未満切捨て
- ※ 課税標準の特例が適用される場合は、その該当資産については、価格（評価額）にその特例率を乗じた額が課税標準額となります。
- ※ 課税標準の特例を適用する場合には、償却資産の申告とは別に、特例適用申告書等の提出が必要な場合がありますので、担当までお問い合わせください。

(3) 免税点

全資産の課税標準額の合計額が150万円未満の場合は、課税されません。

(4) 税率・税額

課税標準額 $\times$ 税率（1.4%） = 税 額

※税額は100円未満切捨て

【税額の計算例】

課税標準額 5,305,305円の場合

$5,305,000$ 円 $\times$ 1.4% $= 74,270 \Rightarrow 74,200$ 円（税額）
（1,000円未満切捨て） （税率） （100円未満切捨て）

3. 償却資産の評価方法

(5) 固定資産税の納期

右のとおり、4回の納期となります。

1期	2期	3期	4期
5月	7月	12月	2月

(6) 調査協力をお願い

申告書の受理後、地方税法第353条に基づいて調査を行うことがあります。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

調査に伴い、申告漏れ等があった場合、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、地方税法第17条の5第5項の規定により最大5年を限度とし、資産を取得された翌年度まで遡及することとなります。

※遡及により発生した過年度分の課税は、原則として一括で納付していただくこととなります。

(7) 不申告または虚偽の申告をした場合

資産を所有する方で、正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第386条の規定に基づく中城村税条例第75条の規定により、過料を科せられる場合があるほか、地方税法第368条の規定による不足額に加えて延滞金を徴収されることがありますので必ず期限までに申告して下さい。

また、虚偽の申告をした場合、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

【償却資産申告書の記載例】

【取得価額】

「前年前に取得したもの(イ)」：この額は前年度の申告書の(ニ)の欄の額と同じ。
「前年中に減少したもの(ロ)」：(イ)のうち、前年中に減少した資産の取得価額を記載。

「前年中に取得したもの(ハ)」：

今回新たに申告する資産の取得価額を記載。申告もれや、移動による受入れ資産についても、(イ)ではなく(ハ)に記載。

★増減申告の場合、(ロ)及び(ハ)欄の合計額は、それぞれ種類別明細書(減少資産用)及び(増加資産用)の取得価額の合計額と同じ。

【4事業種目】

事業の内容を具体的に記載。(例：小売業、電気業など)
事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記載。
法人の場合、資本金又は資金の金額も記載。

【5事業開始年月】

個人の方は事業を開始した年月、
法人にあっては設立年月を記載。

【6この申告に応答する者の係及び氏名】

申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当等の部署、氏名、電話番号を記載。

【7税理士等の氏名】

税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記載。

【8～14短縮耐用年数の承認等】

各項目の有無等について、該当する方を○で囲む。

【15資産の所在地】

中城村内にある事業所等の資産の所在地を記載。
また、資産所在地が複数ある場合は、各々の所在地を記載し、主たる所在地を①から順番に記載。

【16借用資産】

借用資産の有無について、該当する方を○で囲む。
借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記載。

【17事業所用家屋の所有区分】

該当する方を○で囲む。
事業所用家屋がある場合は、「15市(区)町村内における事業所等資産の所在地」の該当番号を記載。

【18備考】

申告内容について、該当する方を○で囲む。
廃業・解散、村外移転などの異動がある場合は、異動日と異動事由を記載。

(例)

異動日：令和**年**月**日

異動事由：会社の廃業のため

営業所の村外移転のため

個人を廃業し、法人を設立したため

社名変更のため(旧社名を記載)

送付先の変更

令和 4 年 1 月 * * 日
中 城 村 長 殿

令和 4 年度
償却資産
課税台帳

個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を、右づめて記載。

※所有者コード

1 (ふりがな) 住所 中城村字当間585番地1
(電話 098-895-2131)
ふりがなも記載すること。

2 氏名 株式会社吉の浦商会
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
代表取締役 中城太郎
(屋号)

3 個人番号又は法人番号 * * * * *
4 事業種目 小売業
(資本金等の額) 20
5 事業開始年月 平成元年 1 月
6 この申告に回答する者の係及び氏名
(電話 098-895-2131)
7 税理士等の氏名 税理士 △△△△
(電話 098-***-****)

8 短縮耐用年数の承認 有 無
9 増加償却の届出 有 無
10 非課税該当資産 有 無
11 課税標準の特例 有 無
12 特別償却又は圧縮延長 有 無
13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法
14 青色申告 有 無

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
① 当間585-1
② 安里190

16 借用資産 (有 無)
貸主の名称等
南上原*** (895-****)

17 事業所用家屋の所有区分 ① 自己所有 ② 借家

18 備考(添付書類等)
申告内容
1. 資産の増減 あり 2. 資産の増減 なし 3. 該当資産 なし
4. 異動日：平成**年**月**日
異動事由：法人設立のため(旧吉の浦スーパー)

資産の種類	取得価額			計((イ)-(ロ)+(ハ))
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	
1 構築物	1,230,000		1,450,000	2,680,000
2 機械及び装置			20,000,000	20,000,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	600,000	300,000		300,000
6 工具、器具及び備品	7,788,900	1,700,000	1,105,900	7,194,800
7 合計	9,618,900	2,000,000	22,555,900	30,174,800

資産の種類	評価額		課税標準額
	評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ハ)	
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

電算申告される方以外は記入不要

中城村

【種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例】

※前年度申告された方は、前年中に増加した資産を記載。

※今回初めて申告される方は、全資産を記載。

※法人税・所得税申告書に記載されている減価償却資産との整合性にご注意ください。

法人・・・法人税申告書の別表16（1）、16（2）、16（7）から記載。

個人・・・所得税申告書収支内訳書の減価償却費の計算から記載。

【摘要】

当該資産にかかる特記事項として次のような事項を記載。

- ㊦ 他の市町村からの移転等により受け入れた資産については、移動の年月
- ㊧ 耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示（例：短）
- ㊨ 中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示（例：中）
- ㊩ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示（例：増）
- ㊪ 課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項（例：特349の3①）
- ㊫ その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

令和 4 年度										種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名 (株)吉の浦商会			1 枚めく	
※所有者コード																							1 枚めく	
行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 償 却 率	価 額	課 税 標 準 の 特 例 率	課 税 標 準 の コ ー ド	課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要	第 二 十 六 号 様 式 別 表 一 （ 提 出 用 ）							
					年	月	日																	
01	1		駐車場アスファルト舗装	1	5	3	2	1,450,000	10							1-2 3-4								
02	2		太陽光発電設備	1	5	3	1	20,000,000	17							1-2 3-4	特附15③							
03	6		陳列棚	4	4	22	12	1,000,000	8						1-2 3-4	R3.12 那覇店								
04	6		パソコン	1	5	3	8	105,900	4						1-2 3-4									
05															1-2 3-4									
06															1-2 3-4									
07															1-2 3-4									
08															1-2 3-4									
09															1-2 3-4									
10															1-2 3-4									
11															1-2 3-4									
12															1-2 3-4									
13															1-2 3-4									
14															1-2 3-4									
15															1-2 3-4									
16															1-2 3-4									
17															1-2 3-4									
18															1-2 3-4									
19															1-2 3-4									
20															1-2 3-4									
小 計								22,555,900									中城村							

8ページ償却資産申告書の取得価額の(ハ)欄へ、資産の種類ごとに集計し、転記。

電算申告される方以外は記入不要

注意「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

【①資産の種類】

資産の種類番号を記載。
 構築物・建物附属設備・・・1 機械・装置・・・2 船舶・・・3
 航空機・・・4 車両・運搬具・・・5 工具・器具・備品・・・6

【②資産の名称等】

資産の名称を記載。

【③取得年月】

資産を実際に取得した年月を記載。
 年号は、「3:昭和、4:平成、5:令和」。
 また改良費については、本体部の取得時期とは別に、次の行に「改良費」としてその改良を加えた年月を記載。

【④取得価額】

資産を取得するために要した金額(附帯費等を含む)を記載。
 なお改良費の支出分については、本体部とは別に、支出した年度毎に、また圧縮記帳をしたものについては、圧縮前の実際の取得価額を記載。

【⑤耐用年数】

「減価償却資産の耐用年数に関する省令」に掲げる耐用年数を記載。

【⑥増加事由】

該当する事由を○で囲む。
 新品取得・・・1 中古取得・・・2 移動取得・・・3 その他・・・4

【種類別明細書（減少資産用）の記載例】

※すでに前年度までに申告している資産が、前年中に減少があるものについて記載。

令和 4 年度										種類別明細書(減少資産用)										所有者名		1 枚のうち	
※所有者コード																				(株)吉の浦商会		1 枚目	
行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分			摘 要									
					年 号	年	月				1 売却 3 移動	2 減失 4 その他	1 全部 2 一部										
① 01	5		台車	1	4	18	4	300,000	7		1・②・3・4	1・②	60万(2台)のうち30万(1台)減少										
② 02	6		陳列棚(冷蔵機能付)	1	3	63	5	1,200,000	6		①・2・3・4	①・2											
③ 03	6		冷蔵庫	1	4	25	9	500,000	6		1・2・③・4	①・2	那覇店へ移動										
04											1・2・3・4	1・2											
05											1・2・3・4	1・2											
06											1・2・3・4	1・2											
07											1・2・3・4	1・2											
08											1・2・3・4	1・2											
09											1・2・3・4	1・2											
10											1・2・3・4	1・2											
11											1・2・3・4	1・2											
12											1・2・3・4	1・2											
13											1・2・3・4	1・2											
14											1・2・3・4	1・2											
15											1・2・3・4	1・2											
16											1・2・3・4	1・2											
17											1・2・3・4	1・2											
18											1・2・3・4	1・2											
19											1・2・3・4	1・2											
20											1・2・3・4	1・2											
小 計								2,000,000						中城村									

8ページ償却資産申告書の取得価額の(口)欄へ、資産の種類ごとに集計し、転記。

電算申告される方以外は記入不要

第二十六号様式別表二(提出用)

- 【①資産】
平成18年4月、600,000円で取得した台車2台のうち1台300,000円を、前年中に滅失したことにより減少。
- 【②資産】
昭和63年5月、1,200,000円で取得した陳列棚を、前年中に売却したことにより減少。
- 【③資産】
平成25年9月、500,000円で取得した冷蔵庫を、前年中に那覇店(他市町村)へ移動したことにより減少。